

井林

いばやし

たつり

-通信 第六十五号-

自由民主
LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所：自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話：東京03 (3581) 6211 (代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部
〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802
Mail office@t-ibayashi.com
井林たつりの国会事務所
〒100-8981
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館919号室
TEL 03-3508-7127
FAX 03-3508-3427

担当副大臣として作成！

加速化プラン

子ども未来戦略



井林たつり



衆議院議員 井林たつり

生年月日 昭和51年7月18日

住所 藤枝市本町

本籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修了

平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官

平成24年12月初当選(四期目)

平成28年8月環境・内閣府大臣政務官

令和3年11月自民党 財務金融部会長

令和5年9月内閣府副大臣

静岡県サッカー協会中西部支部 会長

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳【好物】焼魚、白米、お茶

ポスター掲示を
お願いします。



子ども・子育て支援金の議論について

こども未来戦略「加速化プラン」の財源の一部として「子ども・子育て支援金制度創設」がステルス増税との批判があります。この支援金制度は、高齢化の進展による医療・介護を中心とした社会保障費の伸びを、医療・介護業界の皆様の努力で少し抑え、その抑えた金額を少子化対策に使わせて頂きたいというお願いです。金額にすると、約140兆円の社会保障給付から約2兆円(支援金は1兆円)を少子化対策に使わせて頂きたいという政府の提案です。

制度設計担当副大臣として、政治がすべき議論は

- ①もっと医療・介護を減らして少子化対策財源を充実すべき
- ②医療も介護も厳しいのだから財源無しで赤字国債で少子化対策充実を
- ③財源・費用は良いが、加速化プランの優先順位を変えるべき

といった議論をすべきだと考えています。少子化対策は先進国共通の悩みであり、解決した国はなく、必ず効く少子化対策は見つからないのが現実です。だからこそ、政治が議論し、最後は国民の皆様の審判を仰ぐべきだと思います。

全世代型社会保障改革担当 内閣府副大臣 井林たつり

井林たつりのスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日>FM島田 (76.5MHz)

放送；8:10～再放送；18:15～

ネットでも聞けます (<http://www.jcbasimul.com/>)

井林たつりにご支援を！

派閥が解散したので、今後の人事は、集めた党員の数で評価されポストが与えられることになりました。「井林たつり」に、お力を与えてください。党費は年4,000円(家族党员2,000円)です。下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。

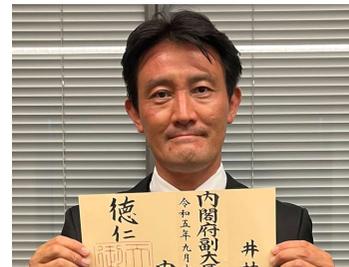
FAX 054-639-5802

お名前 _____

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 _____

TEL/FAX _____ 生年月日 _____



副大臣拝命も
今後党员数で決定！

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し

➔ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

- ①妊娠届出時（5万円相当）
- ②出生届出時（5万円相当×こどもの数）

✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

➔ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸 実施中

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1

出産育児一時金の引き上げ

42万円 ➔ 50万円に
大幅引き上げ

「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2

出産費用の保険適用の検討
2026年度を目途に検討

✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ
2024年2月から実施

高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充
2024年度から実施

✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化
2025年度から実施

✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和
2024年度から実施

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
2024年度から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓ 「こども誰でも通園制度」を創設

・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1

・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施

・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓ 多様な支援ニーズへの対応

・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施

・児童扶養手当の拡充
補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

拡充後の初回の支給は2025年1月
（2024年11月分から拡充）

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）

➔ 男性育休を当たり前 ※2022年度：17.13%

✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施

✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現

するための措置
・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
公布の日から1年6月以内に政令で定める日から実施

✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 ➔ 利用しやすい柔軟な制度へ

注）上記項目のうち、法律改正が必要な事項は、所要の法案を令和六年度通常国会に提出。